

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年4月30日

平戸市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項及び第8条第4項の規定において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				旧田平町地域 (一関免、下亀免、小手田免、 田代免、本山免、里免)	無	令和7年度～令和11年度	スマイル米の内活動組織
○				旧平戸市地域 (大山町、大野町、明の川内 町)	無	令和7年度～令和11年度	大野地区活動組織
○				旧大島村地域 (西宇戸、大根坂、的山川内)	無	令和7年度～令和11年度	大根坂多面的組織
○				旧平戸市地域 (志々伎町)	無	令和7年度～令和11年度	志々伎町下山地区活動組織